

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日發行
(当たる翌日が休日には、
當たる翌日は、
當たる翌日がと日)

昭和五十四年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

◇告示 生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定(二件)

土地改良区の設立の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地収用法による土地の立入り

◇教委告示 鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

◇公 告 鳥取県警察官採用試験の実施

獣銃等の取扱いに関する講習会の開催

鳥取県告示第百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次とおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡本歯科医院	米子市加茂町一丁目三六番地	昭和五十四年一月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡本歯科医院 皆生診療所	米子市上福原一八三八番地一五	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七〇番地	昭和五十三年十二月三十日

鳥取県告示第百二十九号
生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一

鳥取県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
面影薬局	鳥取市大村四九番地一	昭和五十四年一月三十一日

区大戸工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十二号
境港市小篠津町七八〇番地角乙次ほか二十二人の者から設立認可申請のあつた中浜地区土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月六日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百三十三号
昭和五十四年一月二十六日付けで日南町から申請のあつた茶屋・笠木地

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年二月九日

一 起業者の名称
日本国有鉄道

二 事業の種類

山陰本線米子・安来間線路増設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域
米子市大谷町及び陰田町地内

四 立ち入ろうとする期間
昭和五十四年一月十日から昭和五十六年二月九日まで

昭和五十四年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

一 募集学校及び募集生徒数

高等學校名	学科名	所在地	募集生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目二一〇	約一〇〇人
倉吉東高等学校	専攻科	倉吉市下田中六一の一	約一〇〇人
米子東高等学校	専攻科	米子市勝田町一	約一〇〇人

二 出願資格

1 高等学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者

2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条
各号の一に該当する者

三 出願期間及び受付場所

1 出願期間

昭和五十四年四月一日（月）から同月四日（水）までとする。ただし、郵送による場合は、三月三十一日（土）までの消印のあるものに限る。

2 受付時間

四月一日及び三日 九時から十七時まで
四月四日 九時から十二時まで

3 受付場所

各希望高等学校

4 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を希望高等学校長に提出

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

昭和五十四年二月九日

鳥取県教育委員会告示第一号

昭和五十四年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によつて実施する。

教育委員会告示

出しなければならない。

(一) 入学志願書(各志望高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの。

(二) 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

(三) 出願前三箇月以内に撮影した脱帽上半身名刺版の写真一枚(裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。)

2 各募集高等学校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査の期日等

1 期日

昭和五十四年四月六日(金) 九時から(ただし、集合は、八時三十分まで)

2 場所

各志望高等学校

3 学力検査の科目

国語(現代国語及び古文)、数学(数学Ⅰ)及び英語

六 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和五十四年四月十日(火)十二時に各募集高等学校に合格者の氏名を掲示する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

2 この要項に関する質疑事項は、各志望高等学校に問い合わせること。

九 参考事項

1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の科目を履修させる。

国語、数学、外国語(英語)、理科、社会及び保健体育

2 専攻科の修業年限は、一年とし、学期は、第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の一二期とする。

3 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

公 告

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和54年2月9日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和53年度第2回鳥取県警察官採用試験

2

試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	受験資格
試験の区分 (A)	採用予定者数 約 15 名
試験の区分 (B)	採用予定者数 約 10 名

3 対象となる職種

警察に勤務する公安職給料表7等級の係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として、次の表に掲げる給料のほか諸手当が支給される。

学歴	給料月額
大学卒	99,600 円
短大卒	92,600
高校卒	85,900

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多肢選択式)、論文(作文)試験、適性検査及び身体検査とし、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和54年3月11日(日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和53年3月中旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220番地)にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

試験の区分	受験資格
警察官 (A)	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は昭和54年3月31日までに卒業見込みの者
警察官 (B)	上記以外の者

(第三種郵便物認可)

県取扱日曜金曜日(昭和54年2月9日)

- 7 第2次試験
 (1) 試験種目
 人物試験、身体検査、体力検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

- (2) 試験の期日及び場所
 昭和54年3月下旬に鳥取市において行う。
 8 最終合格者の発表
 昭和54年3月下旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。
 なお、合格者には書面で通知する。

- 9 採用候補者名簿及び採用方法
 最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。

- 採用は、この名簿に基づき提示した者の中から行われる。
- 10 受験手続
 (1) 受験申込用紙の交付
 受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

- (2) 受験の申込み
 受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会に提出すること。
- (3) 申込受付期間及び申込受付時間
 ア 申込受付期間
 昭和54年2月10日(土)から2月28日(水)まで(日曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和54年2月28日までの消印のあるものに限り受け付ける。ただし、特別の事情のある者については、第1次試験当日各試験場において受け付ける。

- イ 申込受付時間
 9時から17時まで(ただし、土曜日は12時まで)

- 11 その他
 (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。
 (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
 (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参考すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

項目	基準
身長	160cm以上であること。
体重	47kg以上であること。
胸囲	78cm以上であること。
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、きょう正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。

聴力	正常であること。
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和54年2月9日

鳥取県公安委員会委員長 松岡新平

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和54年3月6日午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和54年3月9日午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、津口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

3 講習課目及び講習時間

獵銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 獵銃等講習会受講手数料の額(2,000円)に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印